

意見書案第7号

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年6月18日提出

提 出 者			
	向日市議会議員	飛鳥井	佳 子
賛 成 者			
	向日市議会議員	杉 谷	伸 夫

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

安部総理は成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容である。

これらは、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議や規制改革会議における財界の民間議員からの提起を受けたものである。これらの会議には、労働者のメンバーは一人もおらず、ILO三者（公労使）構成原則を無視した場で労働法制の緩和が議論されることは極めて問題である。

本通常国会には、派遣法の改定案が提出されている。その最大の問題点は、「派遣期間上限3年」を外し、「無期限」にすることである。例外的・一時的な位置づけであった派遣を常態化されることになれば、正社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない、不安定な直接雇用の派遣社員に次々と置き換えられ、「直接雇用」という雇用の大原則が根本から崩されかねない。

また、合同会議で安部総理は新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示した。日本は原則1日8時間・週40時間労働で、残業や休日・深夜労働には割増賃金を支払う必要があるが、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者は例外である。これを労働組合と本人の同意があれば一般社員にまで拡大するという提案である。

第一次安部政権では、「ホワイトカラー・エグゼンプション」として収入の高い社員への適用拡大を目指しましたが、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判を受けて断念に追い込まれた経緯がある。

さらに、職種・勤務地・労働時間のいずれかが限定された「ジョブ型正社員・限定正社員」の拡大を進めることも問題である。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定の代わりに賃金が低くてすむという使用者にとって都合のよい働かせ方である。

今日本は、長時間・過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な課題が山積している。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されない。長時間労働・過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法規を遵守しない「ブラック企業」への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具

体的な施策を実行すべきである。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望する。

記

1. 常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回すること。
2. 使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
3. 労働者保護については、人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働環境整備に向け慎重な議論を行い、その実現がされること。
4. 労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、規制緩和を行わないこと。
5. 全ての労働者について、同一価値労働同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月18日

京都府向日市議会